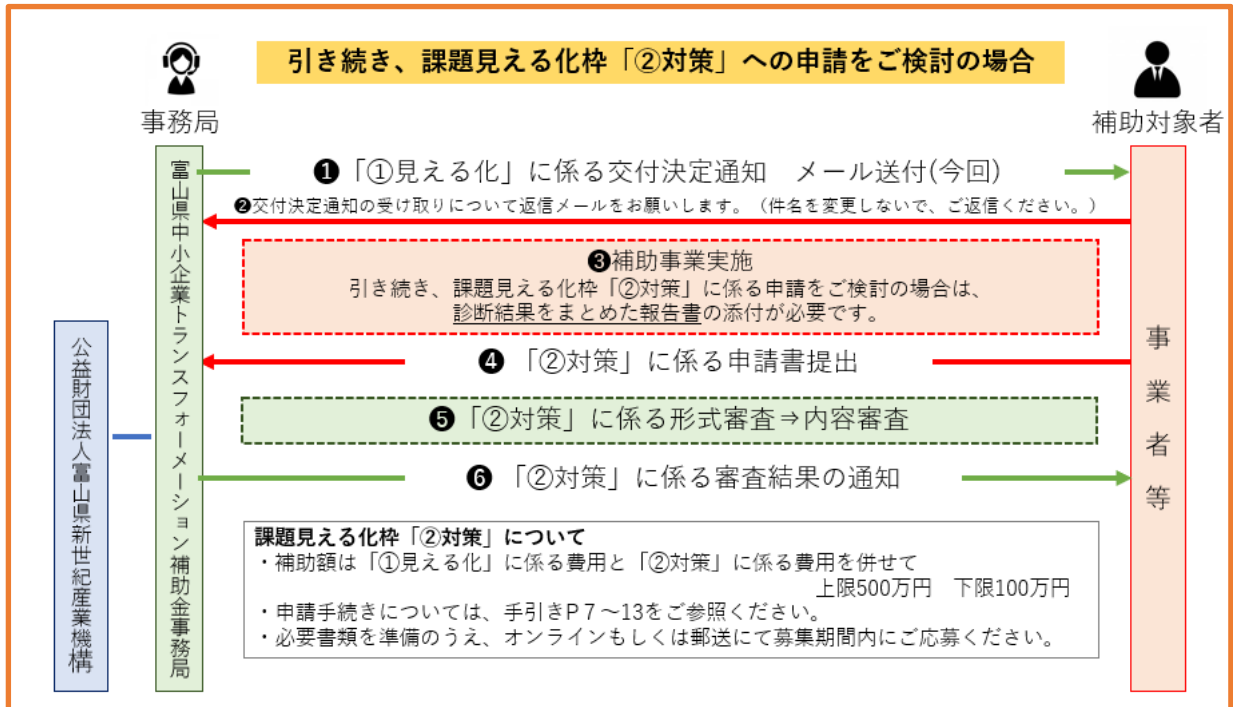


第2次 富山県中小企業トランスフォーメーション補助金 交付決定後の流れについて 【課題見える化枠「①見える化」】

このたび、富山県中小企業トランスフォーメーション補助金 課題見える化枠「①見える化」の補助対象者に決定いたしましたので、今後は下表に従い手続きを進められますようお願いいたします。

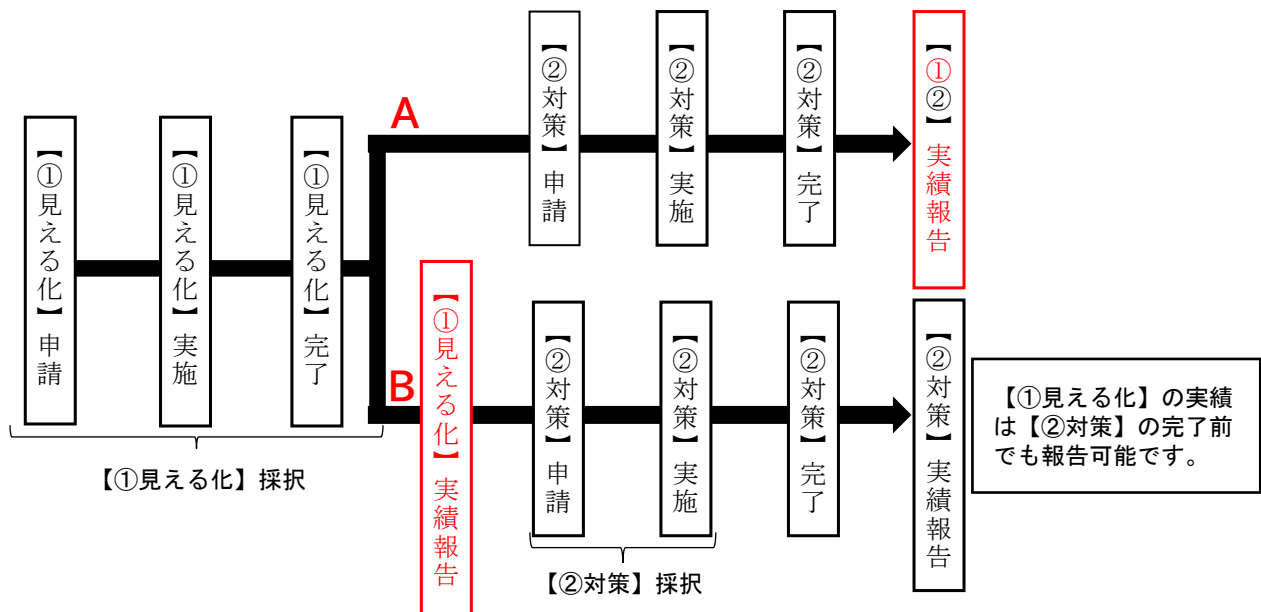
引き続き、「②対策」への申請をご検討の場合は「①見える化」に係る取組みについて完了のうえ募集期間内に申請してください。（外部専門家による**診断結果等をまとめた報告書の添付が必要**です。）

◇課題見える化枠「②対策」の申請を行う場合



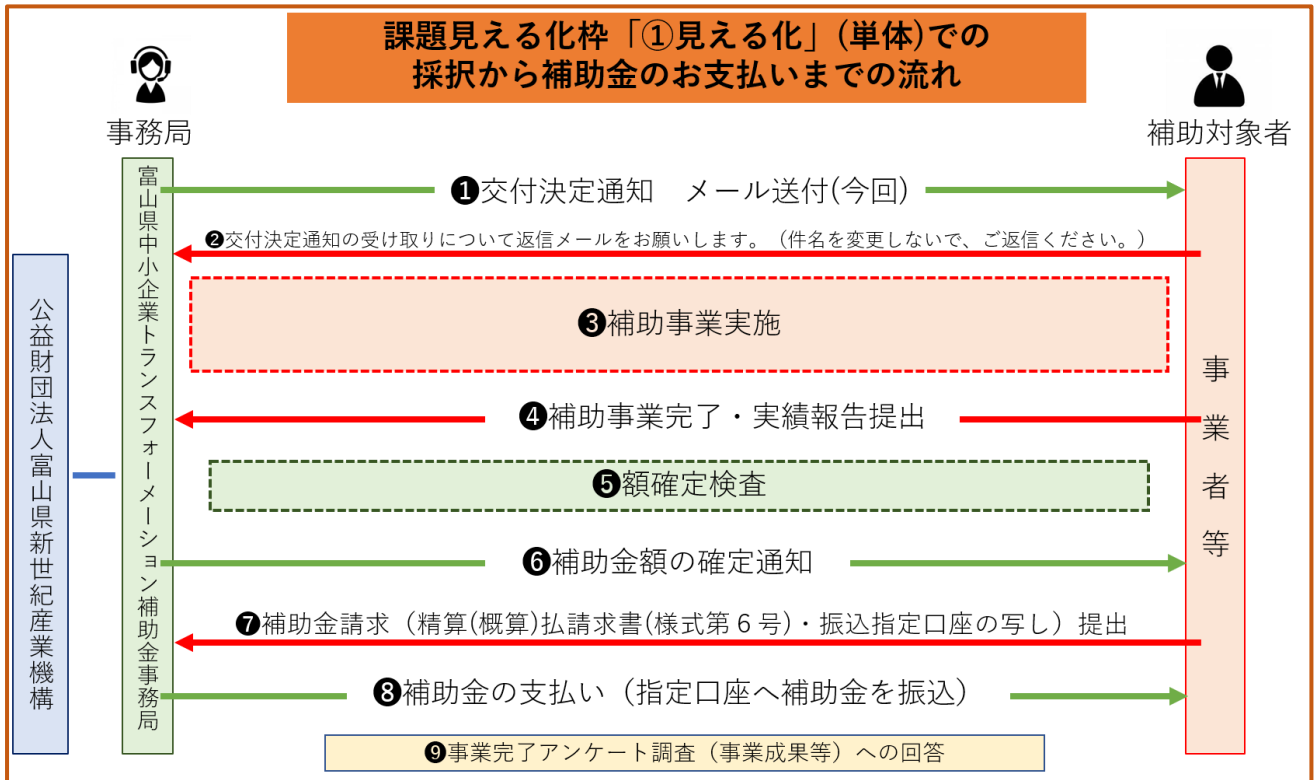
「②対策」の申請が採択となった場合の「①見える化」の実績報告について

「①見える化」と「②対策」を別々に申請する場合の流れ（①見える化完了後AまたはB）

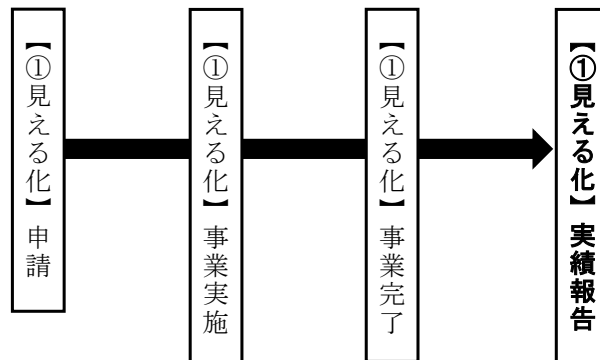


※「②対策」に係る申請が採択となった場合の交付決定後の流れについては、「②対策」に係る申請が採択となった段階で改めてご案内します。

◇課題見える化枠「①見える化」のみの申請で「②対策」の申請をしない場合



「①見える化」のみ申請の場合の流れ(申請から実績報告)



■ 交付決定後の手続きの流れ・留意点等

No.	手続きの流れ	留意点等
①	補助金の交付決定通知(今回)	注) この通知書は、貴台が補助対象者に決定したことを通知するもので、補助金額の交付を確約するものではありません。 (補助金額の確定は、実績報告書の提出後、支払確認検査後になります。)
②	メール返信	交付決定通知(メール)受け取りについて、ご返信をお願いします。 ※件名を変更しないで、本文に「確認しました。」と一言添え、ご返信ください。
③	補助事業の実施	富山県中小企業トランスフォーメーション補助金に係る交付の手続きや条件等を確認のうえ、補助事業の遂行にあたってください。また補助事業に変更がある場合には必ず事前にご連絡ください。

No.	手続きの流れ	留意点等																		
④	<p>補助事業完了</p> <p>・実績報告提出 (事業実施計画書に記載の事業が完了後)</p> <p>■実績報告 ■事業実施報告書 ■収支決算書 ■診断結果の報告書等の提出</p>	<p>・事業完了後20日以内、又は令和8年1月9日(金)のいずれか早い日までに所定様式により報告してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手段</th> <th>住所・URL・アドレス</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵送</td> <td>提出先 〒930-0004 富山県富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング 富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局</td> <td>令和8年1月9日(金)</td> </tr> <tr> <td>オンライン</td> <td>https://amarys-jtb.jp/toyama-trans2-report/</td> <td>令和8年1月9日(金) 23:59まで入力可能</td> </tr> <tr> <td>メール</td> <td>Email : toyama-trans2@bsec.jp</td> <td>令和8年1月9日(金)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※『実績報告書』他様式(ワード、エクセル形式)は、ホームページからダウンロードできます。 https://www.tonio.or.jp/search/xf2-saitakugo/</p> <p>※実績報告書には、診断に係る診断結果をまとめた報告書および経費の支出状況がわかる支出証拠書類(請求書・支払証明書類等の写し)を添付してください。</p> <p>※振込払い等の場合の支払証明書類</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>銀行振込</td> <td>振込依頼書と通帳の該当ページ写し又は入出金明細の写し※現金振込の場合は振込受付書の写し</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキング振込</td> <td>振込予定日・振込金額を指定して振込登録(振込予約)が確認できる帳票と予定通り振り込まれたことが確認できる帳票(該当帳票の提出が困難な場合は、振込印字部分の通帳のコピーでも可) ※帳票のダウンロードは2カ月を期限としている場合が多いのでご注意ください。</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード払い(原則法人カード)</td> <td>カード会社の利用明細と口座引落の通帳該当ページ写し又は入出金明細の写し ※口座引落日が事業期間外の場合は対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5万円以上の領収書には、印紙及び割印が必要です。</p>	手段	住所・URL・アドレス	提出期限	郵送	提出先 〒930-0004 富山県富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング 富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局	令和8年1月9日(金)	オンライン	https://amarys-jtb.jp/toyama-trans2-report/	令和8年1月9日(金) 23:59まで入力可能	メール	Email : toyama-trans2@bsec.jp	令和8年1月9日(金)	銀行振込	振込依頼書と通帳の該当ページ写し又は入出金明細の写し※現金振込の場合は振込受付書の写し	インターネットバンキング振込	振込予定日・振込金額を指定して振込登録(振込予約)が確認できる帳票と予定通り振り込まれたことが確認できる帳票(該当帳票の提出が困難な場合は、振込印字部分の通帳のコピーでも可) ※帳票のダウンロードは2カ月を期限としている場合が多いのでご注意ください。	クレジットカード払い(原則法人カード)	カード会社の利用明細と口座引落の通帳該当ページ写し又は入出金明細の写し ※口座引落日が事業期間外の場合は対象外
		手段	住所・URL・アドレス	提出期限																
		郵送	提出先 〒930-0004 富山県富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング 富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局	令和8年1月9日(金)																
		オンライン	https://amarys-jtb.jp/toyama-trans2-report/	令和8年1月9日(金) 23:59まで入力可能																
メール	Email : toyama-trans2@bsec.jp	令和8年1月9日(金)																		
銀行振込	振込依頼書と通帳の該当ページ写し又は入出金明細の写し※現金振込の場合は振込受付書の写し																			
インターネットバンキング振込	振込予定日・振込金額を指定して振込登録(振込予約)が確認できる帳票と予定通り振り込まれたことが確認できる帳票(該当帳票の提出が困難な場合は、振込印字部分の通帳のコピーでも可) ※帳票のダウンロードは2カ月を期限としている場合が多いのでご注意ください。																			
クレジットカード払い(原則法人カード)	カード会社の利用明細と口座引落の通帳該当ページ写し又は入出金明細の写し ※口座引落日が事業期間外の場合は対象外																			
⑤	額確定検査	『実績報告書』等の内容を検査します。※必要に応じて、貴事業所を訪問し、実績報告書に基づき支払確認検査を実施します。																		
⑥	補助金額の確定	支払確認検査の結果および実績報告書を確認のうえ、補助金額を確定します。																		
⑦	請求書の提出	補助金額確定後、精算(概算)払請求書(様式第6号)を提出願います。※手続きは、補助金額の確定と併せてご案内します																		
⑧	補助金の交付	指定の口座へ補助金を振り込みます。																		
⑨	事業完了アンケート調査への対応	・事業完了後のアンケート調査(事業成果等)の回答																		

＜会計処理注意点＞

※詳細は「富山県中小企業トランスフォーメーション補助金の手引き」の事業完了後の手続きについて(P.18~P.21)をご確認ください。

交付決定通知について

注) 交付決定通知書は、貴台が補助対象者に決定したことを通知するもので、補助金額の交付を確約するものではありません。補助金額の確定は、実績報告書の提出後、支払確認検査後になります。留意点については、赤字で記載しておりますのでご確認ください。

交付決定通知につきましては、メール添付にて送付しますのでデータ保存もしくは印刷のうえ保管をお願いします。

富新産第〇〇〇号

交付決定日 →

令和7年〇月〇〇日

株式会社□□□

代表取締役 ○○ ○○ 様

※実績報告時必要となります。

公益財団法人富山県新世紀産業機構

理事長 中谷 仁

(公印省略)

第2次 富山県中小企業トランスフォーメーション補助金交付決定通知書

令和7年〇月〇日付けで申請のあった富山県中小企業トランスフォーメーション補助金（課題見える化枠「①見える化」）については、富山県中小企業トランスフォーメーション補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第7条の規定により次のとおり交付することを決定した

- この補助金の対象となる事業（以下「事業」といいます。）の内容について
- 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりです。ただし、事業の

実績報告確認後、お支払いする補助金額を確定しますが、交付決定通知に記載の補助金の額を超えることはありません。

(1) 事業に要する経費	金〇〇〇,〇〇〇円
(2) 補助金の額	上限 金〇〇〇,〇〇〇円

- 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に補助率4分の3を乗じて得た額又は2の(2)の補助金の額とのいずれか低い額とします。ただし、その額に千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- 要綱第9条の規定により理事長が付する補助金交付の条件は、別紙「富山県中小企業トランスフォーメーション補助金交付決定の条件書」のとおりとします。
- 補助金を他の用途へ使用するなど補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じます。
- 5の規定により補助金の返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することがあります。
- 補助金の返還を命じた場合において、返還すべき補助金及び6の加算金の全部又は一部が納期日までに納付されなかったときは、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することがあります。
- 5の場合においては、交付決定を受けた事業者の名称及び不正又は不当な行為の内容を公表することがあります。